

第8期玉名市高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画

概要版



〈認知症サポーター養成講座の様子〉



〈男性料理教室の様子〉

令和3年3月
玉名市

■ 計画策定の背景

我が国の総人口は減少局面に突入しており、さらに **2025 年問題**として、団塊の世代の全てが 75 歳を迎え、ひとり暮らし世帯や高齢夫婦のみの世帯、認知症高齢者が増加するなど、地域社会において**高齢者を取り巻く環境が大きく変容する**と見込まれています。

高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応していくために、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、互いに支え合う「**自助・共助・公助**」の考え方に立った、地域全体で支え合う仕組みづくりとなる「**地域包括ケアシステム**」を推進していくことが重要となります。そのため、高齢者福祉サービス・介護保険サービスの整備を検討し、多くの高齢者が健康で、仕事や地域の中の活動などで役割を担いつつ活躍できる取り組みの充実を図っていくことを目指し、さらに、**地域共生社会の実現**に向けた実施計画の位置づけを持つ『第 8 期玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画』を策定しました。

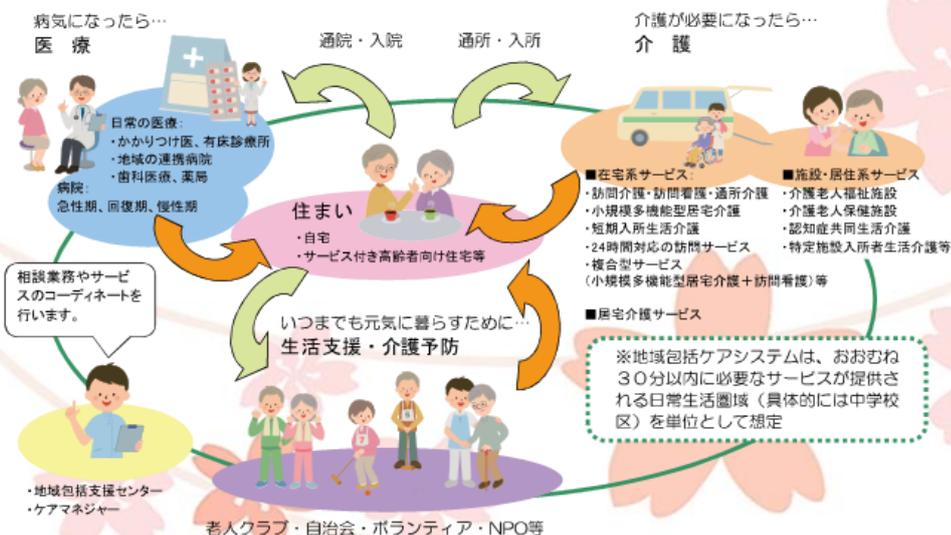
■ 計画の期間

令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間を計画期間とします。

■ 日常生活圏域の設定

産業構造や生活のつながりに視点を置き、中学校区を基にした、「玉名」「玉南・玉陵」「岱明」「有明・天水」の 4 圏域に設定しています。なお、地域包括支援センターについては、引き続き 1 箇所で開催することで、本市と一体となった施策の推進を目指します。

【 地域包括ケアシステムが機能した日常生活圏域のイメージ 】



■ 年代別人口と高齢化率の推移

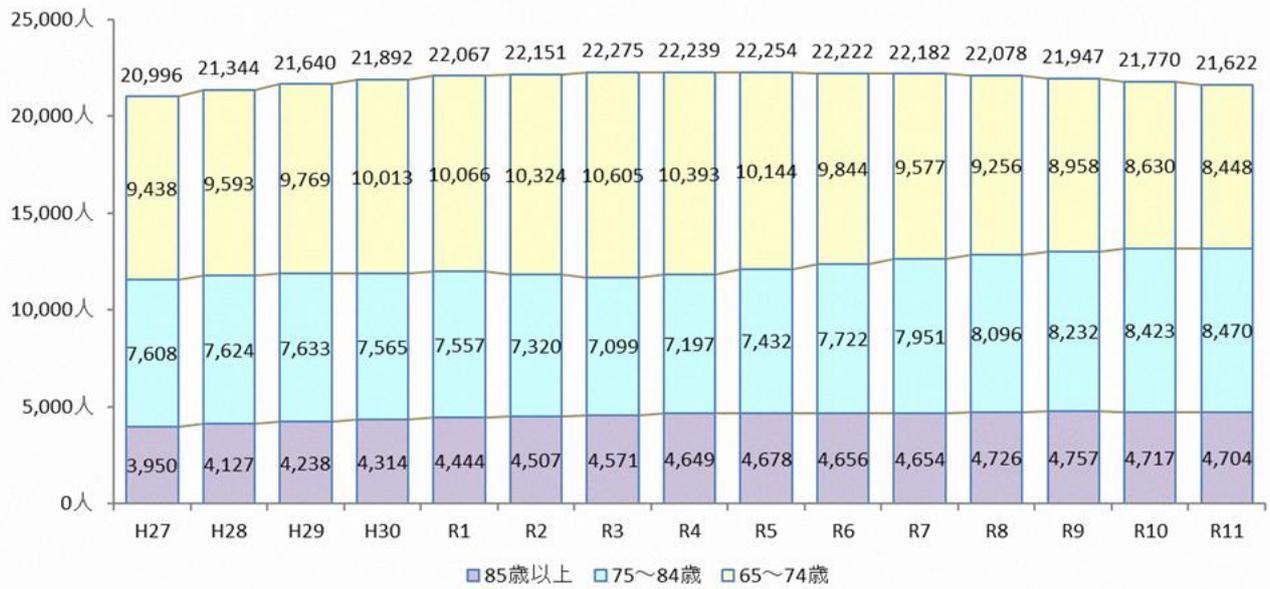
玉名市人口ビジョンによると、自然減と社会減（若年層の進学・就職による転出）が多く、総人口は減少すると予測されます。高齢者人口は平成 27 年から令和元年にかけて増加してきました。今後は、令和 3 年の 22,275 人をピークに減少に転じるものと推計されています。



出典：各年 10 月住民基本台帳

■ 高齢者人口の推計

本市の高齢者人口は平成 27 年から令和元年にかけて増加してきました。今後は、これまでほどの高齢者人口の増加はおさまり、令和 3 年の 22,275 人をピークに減少に転じるものと推計されています。



出典：国勢調査

■ 認定者数と認定率の推移

要支援・要介護認定者数は、平成 24 年に 4,214 人から平成 28 年には 4,555 人まで増加しましたが、その後は減少し令和 2 年には 4,140 人となっています。

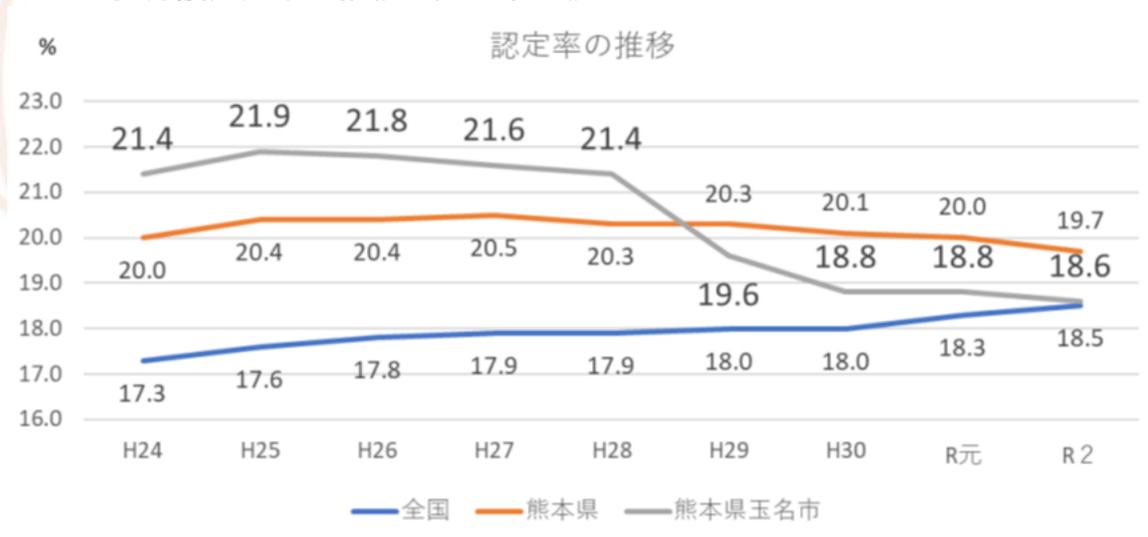
介護度別にみると、要支援者が大幅に減少しており、その理由は、総合事業の開始に伴い、認定を受けずとも利用できるサービスの開始によるものと考えられます。

認定率は 18.6%で、国 18.5%、県 19.7%と比較するとその中間に位置しています。

(1) 要介護度別認定者数の推移



(2) 要介護認定率の推移と国・県比較



出典：地域包括ケア見える化システム

施策体系

基本理念

安心して、笑顔で年齢を重ねることができるまち

基本目標

住み慣れた地域で自分らしく、いきいきと暮らすことができる

基本目標 1

生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりの推進

基本目標 2

認知症になっても安心して暮らせる体制の構築

基本目標 3

在宅で安心して暮らせるための医療と介護の連携強化

基本目標 4

住民の希望、地域の実情に応じた多様な住まい・サービス基盤の整備・活用

基本目標 5

持続可能な介護保険制度の構築

基本目標 6

防災と感染症対策

施策の方向性

- 1 自立支援に向けた介護予防事業の全体像
- 2 自立支援に向けた介護予防事業の推進
- 3 広く高齢者の生活に根差した介護予防事業の推進
- 4 地域住民の主体性のある介護予防事業の推進
- 5 生きがいづくりと社会参加の促進
- 6 高齢者の就労支援の促進

- 1 地域づくりの推進
- 2 認知症共生に向けたつどいの場の充実
- 3 早期発見・早期介入に関する活動推進
- 4 認知症予防の推進
- 5 認知症ケアパスの作成による地域資源の見える化
- 6 成年後見制度の利用促進に向けた取組

- 1 在宅医療・介護連携推進事業
- 2 多様なツールを活用した医療介護の連携推進と住民への普及啓発
- 3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- 1 住まいの確保
- 2 地域の実情に応じたサービス基盤の整備と活用
- 3 相談支援体制の整備・充実
- 4 地域ケア会議の充実
- 5 生活支援体制整備事業の拡充による生活支援サービスの提供
- 6 交通機関の周知

- 1 介護給付費等費用適正化事業
- 2 実地指導・集団指導
- 3 介護人材の確保

- 1 防災と災害時の支援体制の拡充
- 2 ウイルス感染症対策の推進

重点施策

その1
地域における介護
予防の推進

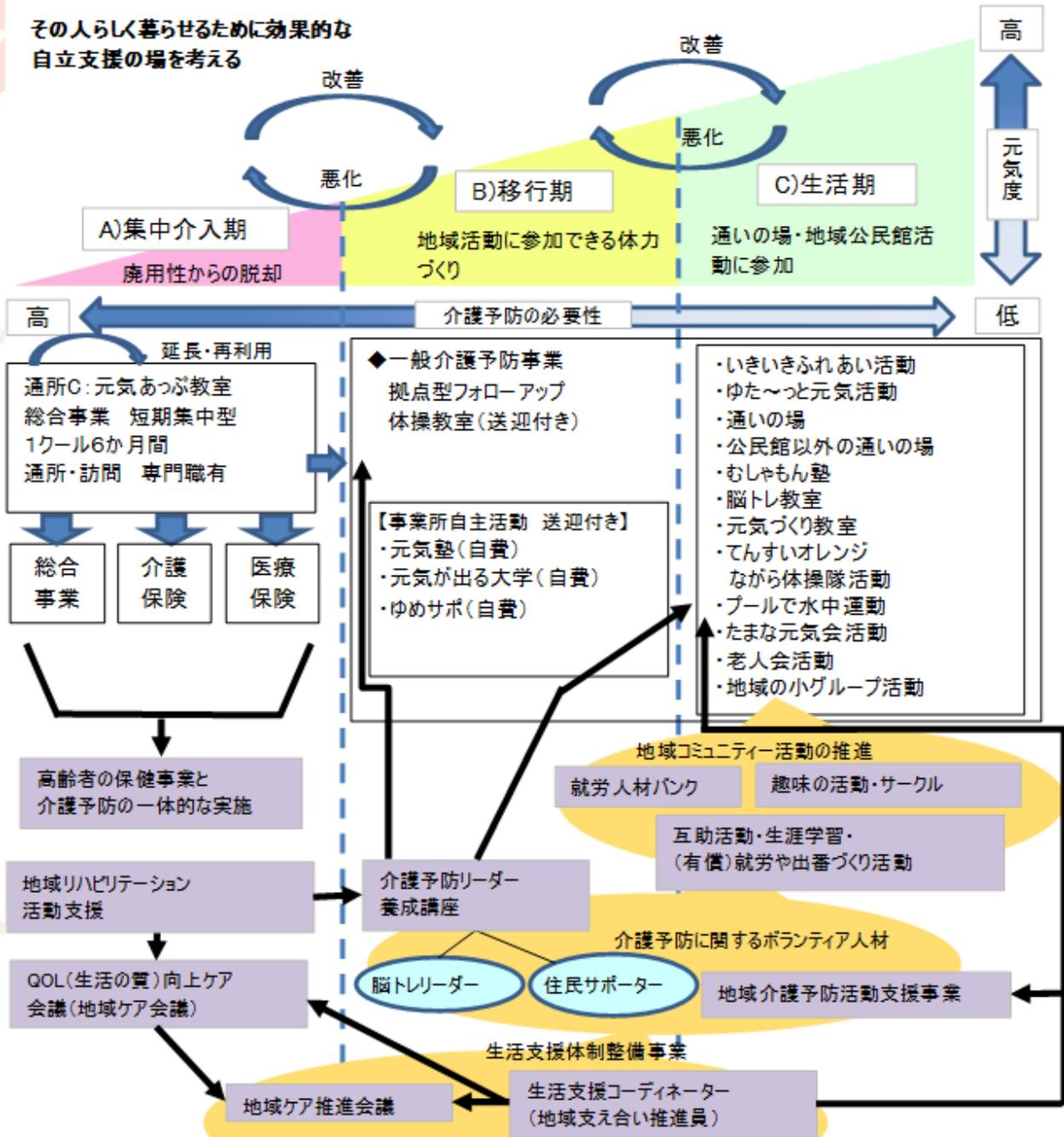
その2
生涯現役の実現に
向けた共助の仕組
みづくり

その3
認知症の「共生」
と「予防」を施策
として推進

■ 地域特性を踏まえた重点施策

1 地域における介護予防の推進

本市では、市民一人一人がその人らしく暮らせるために、環境面や本人の状態に応じた（居場所づくりや）自立支援のための仕組みづくりを行っており、例えば、比較的元気な高齢者は通いの場や地域の公民館活動に参加することで自立支援につながる仕組みを拡充します。

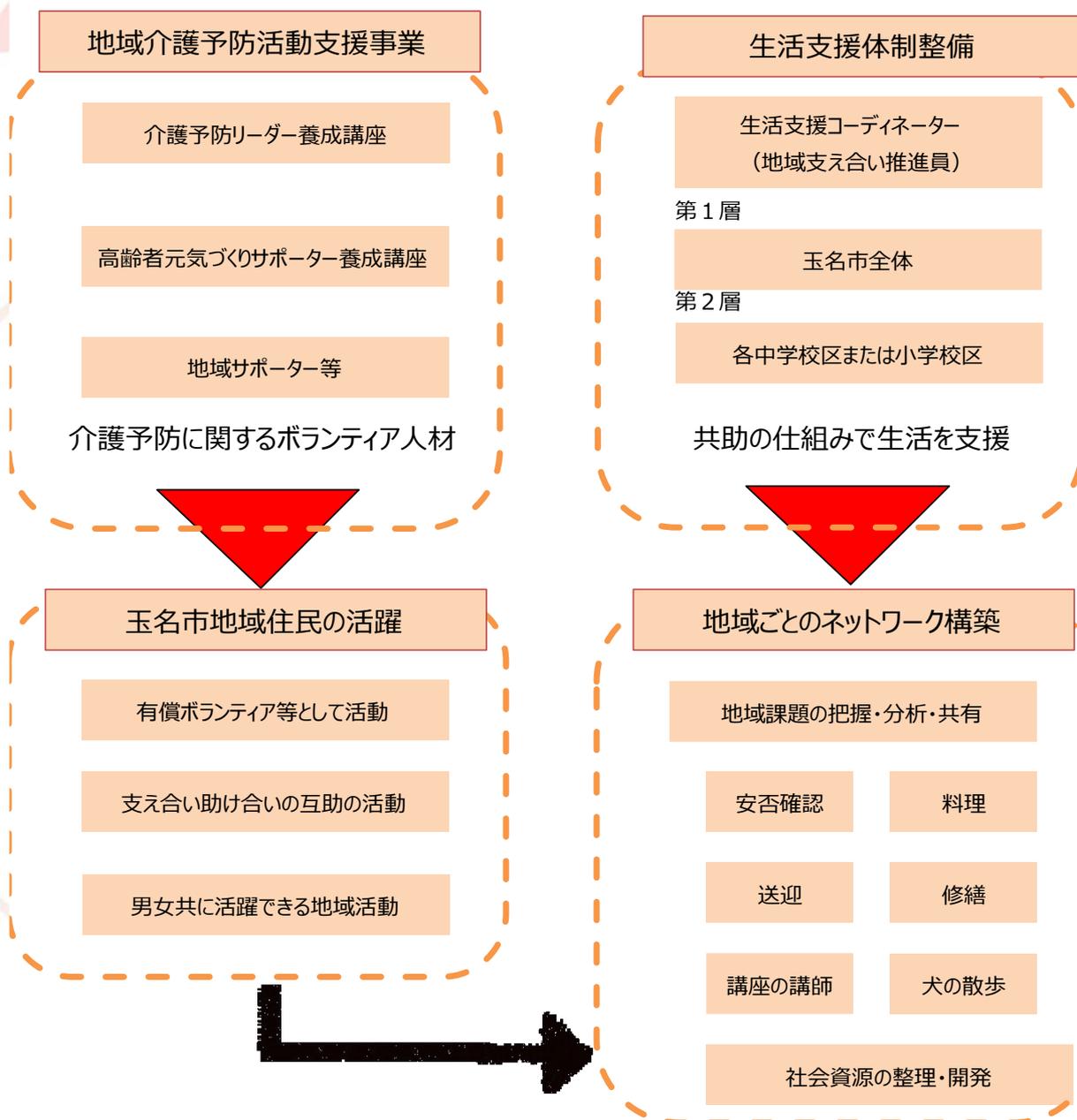


新しいサービスの開発へ



2 生涯現役の実現に向けた共助の仕組みづくり

地域介護予防活動支援事業や、生活支援体制整備事業において、生活支援コーディネーターと連携して「支え合いの地域づくり」で活動している各種ボランティアのつながりをつくり、新たな地域ニーズに対応できる有償ボランティア等とマッチングし、高齢者がともに支え合い、生きがいを持って社会参加することができる仕組みの充実を図ります。



3 認知症の「共生」と「予防」を施策として推進

認知症になっても、なじみの場所で安心して暮らすことができる地域を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生社会の実現と予防の取組を推進します。

- ・「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる。また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味
- ・「予防」とは、認知症にならないという意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

共生

1 認知症への理解を深めるための普及・啓発

- ・ 学校、事業所や各種団体等での認知症サポーターの養成
- ・ キャラバン・メイト、たまな認知症応援団の養成
- ・ 市民向け認知症講演会等

2 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

- ・ たまなつながるプロジェクト（命のひと声訓練、安心マップ作り等）の推進
- ・ 民間企業（運輸、コンビニエンスストア等）と認知症の見守り協定の締結
- ・ 認知症見守り登録の推進
- ・ QRコードを使った行方不明者の早期発見
- ・ 認知症ケアパス作成による地域資源の見える化と周知等

3 認知症の人の介護者への支援

- ・ 認知症介護者のつどい
- ・ 認知症カフェ

4 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

- ・ 認知症初期集中支援チームの対応（医療や介護サービスへのつながりが目的）
- ・ かかりつけ医を中心とした相談・診療体制の周知等

予防

5 認知症予防と早期発見

- ・ 介護予防活動を行っている地区の公民館で脳トレ等認知症予防の取組を実施
- ・ 介護予防事業を行っている地区の公民館で認知機能の低下がわかるスクリーニングを実施
- ・ 公民館において市民が主体的に予防活動を行うことができるようサポーターを育成・支援

■ 高齢者が笑顔で暮らせるまちづくり座談会からの提言

10年後の目指す地域の姿のために、今のうちに取り組むアイデア

令和元年実施

①個人が取り組むこと

- ・ 地域活動やボランティア活動への参加
- ・ 若者が地元に残れる環境を作る
- ・ 地域への声掛け挨拶
- ・ 自分のことは自分でできるよう体力をつける
- ・ 仲間を作る
- ・ 自分の住む地域に関心を持つ
- ・ 空き家を活用した通いの場の提供
- ・ 歩ける体、動ける体の維持
- ・ 地域の活動や行事の計画を皆で考える
- ・ 地域の寄り合いに参加・皆の顔が分かるように
- ・ パソコン・スマートフォンを使える能力の保持
- ・ いろんなことを頼める関係づくり
- ・ 自分が出来ることをPRする
- ・ 特技を生かす
- ・ 自分ができるお助け隊に登録する

②地域・地域団体に期待すること

- ・ お助け隊の結成・整備(気軽に頼めるように)
- ・ 決まり事にしばられない(ゆるい決まり)活動団体を作る
- ・ シルバー食堂をする
- ・ 公民館で料理を一緒に作る・教えてもらう
- ・ 役割分担の偏りなく、各団体の横のつながりを大切にする
- ・ 魅力のある誰も参加したくなる団体
- ・ 地域の老人会・青年団・子ども会との交流会
- ・ 区で困った人の手伝いの仕組みを作る
- ・ 子供と高齢者が一緒にできるスポーツや遊びの場を作る
- ・ 消防団や老人会が季節行事をする(もちつき等)
- ・ パソコンの指導をしてもらい情報共有

③地域が民間事業者と連携して取り組むこと

- ・ 曜日を決めて公民館などに移動販売を行う
- ・ 空き家をカフェやサロンに
- ・ 公民館に郵便局や銀行の窓口が出張してくる
- ・ スーパーが近くにできて欲しい
- ・ 低額で出来る昼食会、楽しい食事会
- ・ コンビニ宅配を広げる
- ・ 通いの場に医療機関が往診してほしい
- ・ 出張居酒屋
- ・ 乗り合いタクシーの活用方法を考える
- ・ 大人のゲームセンター
- ・ 美容・散髪割引デイの日を作ってもらおう
- ・ 大型スーパーで集まる場所を提供する
- ・ 民間と協力して物産展をしたい
- ・ 簡単なネット注文販売の開発
- ・ 低額でからだと栄養のバランスを指南してくれる事業所がほしい

④市役所・社会福祉協議会に期待すること

- ・ 無料バス
- ・ 支えられる側にもできることを情報発信
- ・ 巡回バスを使いやすくしてほしい(バス停以外で乗れる等)
- ・ 活動できる場を作ってほしい
- ・ 趣味の場が欲しい
- ・ 乗り合いタクシーのシステムを作って欲しい
- ・ 「通いの場」などのリーダー養成講座の実施
- ・ 月計画で巡回タクシーを部落内回してほしい
- ・ 場所を整備するための資金・経費の補助
- ・ 行政や社会福祉協議会と住民が話し合う場が欲しい
- ・ タクシー券
- ・ 健康ジムを公民館単位で
- ・ 高齢者市場(高齢者が自由に出店できる)
- ・ 困りごと対応窓口(ごようきき隊)
- ・ 通いの場に市から顔を出してもらおう

■ 介護保険料の設定

所得段階に応じた保険料額の設定

所得状況に応じて、第1号被保険者の介護保険料月額を9つの所得段階区分により設定します。各所得段階における保険料負担割合の概要は以下のとおりとなります。

区分	対象者	基準額に対する割合	保険料月額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が住民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の者	0.50	3,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円を超え、 120万円以下の者	0.75	4,500円
第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人の年金収入等が120万円を超える者	0.75	4,500円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税かつ 年金収入等が80万円以下の者	0.9	5,400円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税かつ 年金収入等が80万円を超える者	1.0 基準額	6,000円
第6段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額が120万円未満の者	1.2	7,200円
第7段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額が120万円以上210万円未満 の者	1.3	7,800円
第8段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額が210万円以上320万円未満 の者	1.5	9,000円
第9段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額が320万円以上の者	1.7	10,200円

また、所得段階区分の第1段階から第3段階の方を対象に、公的な費用を投入し、低所得の高齢者の保険料軽減を行います。

区分	保険料軽減前		保険料軽減後	
	基準額に対する割合	保険料月額	基準額に対する割合	保険料月額
第1段階	0.50	3,000円	0.30	1,800円
第2段階	0.75	4,500円	0.50	3,000円
第3段階	0.75	4,500円	0.70	4,200円

第8期玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画【概要版】

発行 玉名市健康福祉部高齢介護課

電話:0968-75-1339